

2018年3月27日

株 主 各 位

東京都千代田区平河町二丁目7番9号
ナブテスコ株式会社
代表取締役 寺 本 克 弘

第15回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第15回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項

1. 第15期（2017年1月1日から2017年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
2. 第15期（2017年1月1日から2017年12月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当は1株につき金38円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は、次のとおりであります。

- (1) 当社では、執行役員の任期につき、現行定款第43条第1項により「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」と定め、毎年定時株主総会直後に開く取締役会で執行役員を選任し、翌年の定時株主総会の終結までを任期とするのを通例としておりました。しかしながら、各事業年度における業務執行についての責任をさらに明確化する観点からは、執行役員の任期を事業年度と合致させることが適当であると考えます。そこで、最適な業務執行体制の機動的な構築を可能とすることを目的として、執行役員の任期の定めを定款から削除することとし、執行役員の任期については、取締役会が定める執行役員制度規則にて規定するよう改めることといたしました。
- (2) また、当社の取締役会の役割として、経営監督を重視したものとし、業務執行は執行役員を中心に実行していく体制とすることをより明確化する観点から、社長を執行役員の役位へと変更し、執行役員の中から社長を選定するように改めるとともに、取締役会議長である取締役会長を除いて役付取締役を廃止いたしました。
- (3) 上記2点に基づき、現行定款第23条第2項および第43条に所要の変更を行い、これに関連して、株主総会の招集者および議長に関する現行定款第15条、その他、現行定款第41条、第45条に所要の変更を行いました。

第3号議案 取締役10名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、小谷和朗、寺本克弘、十万真司、箱田大典、橋本悟郎、藤原裕、内田憲男、山崎直子の各氏が再選され、新たに上仲宏二、秋田敏明の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

本定時株主総会終了後開催の取締役会において、代表取締役および役付取締役の選定を行い、新体制は次のとおりとなりました。

(新体制)

取締役会長	小谷和朗	社外取締役	内田憲男
代表取締役	寺本克弘	社外取締役	山崎直子
代表取締役	十万真司		
代表取締役	箱田大典	常勤監査役	大西隆之
取締役	上仲宏二	常勤監査役	井奥賢介
取締役	橋本悟郎	監査役	片山久郎
取締役	秋田敏明	監査役	佐々木善三
社外取締役	藤原裕	監査役	長坂武見

配当金のお支払いについて

1. 金融機関に振込指定の方には、「第15期期末配当金計算書」および「配当振込先のご確認について」を同封いたしましたので、ご確認ください。
2. その他の方には、「第15期期末配当金領収証」を同封いたしましたので、お近くの銀行でお早めにお受取りください。

復興特別所得税について

2013年1月1日から2037年12月31日までの間に生じる所得には、その所得税額の2.1%が「復興特別所得税」として課税されることとなりました。

以上